

日医発第 1815 号（健Ⅱ）

令和 8 年 2 月 10 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
笹 本 洋 一

血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症患者に対する医療費の取扱いについて

今般、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、医薬局総務課医薬品副作用被害対策室の連名で、各都道府県等衛生主管部（局）並びに、国立健康危機管理研究機構、エイズ治療「ブロック拠点病院、中核拠点病院、拠点病院」宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会宛にも周知方依頼がございました。

血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症患者に対する医療は、医療費の自己負担分を、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象として公費負担することとされています。

本事務連絡は、一部の医療機関において公費負担の範囲が狭く運用される事例が生じたことから、改めて、薬害の被害者の診療にかかる医療費の自己負担分は本事業の対象（公費負担）として取り扱って差し支えないことを周知するものです。

本事業の対象となる血友病薬害被害者各位は、「血友病薬害被害者手帳」等をお持ちです（詳細は下記 URL をご参照ください）。

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/topic/tp160302-01.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/topic/tp160302-01.html)

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等へのご周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和8年2月10日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課  
厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室

血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症患者に対する医療費の取扱いについて

平素より、エイズ対策の推進について、多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。今般、血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症患者に対する医療費の取扱いについて、別添のとおり各自治体宛て事務連絡を発出いたしました。

つきましては、貴会会員に対する周知についても、御協力いただきますようお願い申し上げます。御不明な点等がございましたら、以下の問合せ先へ御連絡ください。

**【本件に関する問合せ先】**

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部  
感染症対策課 エイズ対策推進室  
[mhlwaid@nhl.w.go.jp](mailto:mhlwaid@nhl.w.go.jp)

事務連絡  
令和8年2月10日

各 都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症患者に対する医療費の取扱いについて（周知）

平素より、エイズ対策の推進について、多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。

血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症患者（以下「血友病薬害被害者」という。）に対する医療については、患者の医療費負担の軽減を図り、精神的、身体的な不安を解消することを目的として、医療費の自己負担分を先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象として公費負担することとしています。

※ 本事業の対象となる血友病薬害被害者は、「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」に加えて、「[血友病薬害被害者手帳](#)」等をお持ちです。

一方で、血友病薬害被害者に対する医療費について、かかりつけ医以外の他科診療時などに公費負担の範囲を狭く運用される事例が報告されています。

つきましては、エイズ治療拠点病院等宛での周知依頼を別添のとおり共有しますので、当該事務連絡に則った対応をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御不明な点等がございましたら、以下の照会先へ御連絡ください。

（関係資料）

○血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症患者に対する医療費の取扱いについて（周知依頼）

【本件に関する照会先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部  
感染症対策課エイズ対策推進室  
（電話）03-5253-1111（内線 2384）

国立健康危機管理研究機構

エイズ治療

ブロック拠点病院

中核拠点病院

拠点病院

各位

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課  
厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室

血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症患者に対する医療費の取扱いについて  
(周知依頼)

平素より、エイズ対策の推進について、多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。

血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症患者（以下「血友病薬害被害者」という。）に対する医療については、患者の医療費負担の軽減を図り、精神的、身体的な不安を解消することを目的として、医療費の自己負担分を先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象として公費負担することとしています。

※ 本事業の対象となる血友病薬害被害者は、「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」に加えて、「[血友病薬害被害者手帳](#)」等をお持ちです。

一方で、血友病薬害被害者に対する医療費について、かかりつけ医以外の他科診療時などに公費負担の範囲を狭く運用される事例が報告されています。

上記の事情を踏まえ、標題の医療費の取扱いが適切に運用されるよう、以下のとおり、改めて周知します。

《医療機関の皆さまへ》

血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症患者については、薬害の被害者であるとの特段の経緯を御理解の上、本事業の適用をお願いします。

薬害の被害者の診療にかかる医療費の自己負担分は本事業の対象として取り扱って差し支えありません。

※ 上記取扱いは、血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症患者については、先天性血液凝固因子欠乏症及びH I V感染症に付随して様々な傷病が発現しうることを理由としています。

貴院におかれましては、本内容を十分御理解いただき、診療部門のみならず事務・会計部門を含めた職員に対し、周知徹底をお願いするとともに、貴院に通院中の血友病薬害被害者がおられましたら、御本人にもお伝えいただくなど、本件に関する周知徹底に御協力のほどよろしく申し上げます。御不明な点等がございましたら、以下の照会先へ御連絡ください。

【本件に関する照会先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部  
感染症対策課エイズ対策推進室  
(電話) 03-5253-1111 (内線 2384)